

49 青森県核燃料物質等取扱税条例

(課税の根拠)

第1条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、この条例の定めるところにより、核燃料物質等取扱税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加工事業者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の許可を受けた者をいう。
- (2) 原子炉設置者 規制法第43条の3の5第1項の許可を受けた者をいう。
- (3) 使用済燃料貯蔵事業者 規制法第43条の4第1項の許可を受けた者をいう。
- (4) 再処理事業者 規制法第44条第1項の指定を受けた者をいう。
- (5) 廃棄物埋設事業者 規制法第51条の2第1項第2号に係る同項の許可を受けた者をいう。
- (6) 廃棄物管理事業者 規制法第51条の2第1項第3号に係る同項の許可を受けた者をいう。
- (7) 濃縮 規制法第2条第9項に規定する加工のうちウラン235のウラン238に対する比率を高める処理をいう。
- (8) 原子炉の設置 発電用原子炉（規制法第2条第5項の発電用原子炉をいう。以下同じ。）を設置して発電の事業の用に供することをいう。
- (9) 核燃料の挿入 核燃料（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第2項第3号の燃料体をいう。以下同じ。）を発電用原子炉に挿入することをいう。
- (10) 特定使用済燃料の貯蔵 規制法第43条の4第1項の使用済燃料の貯蔵をいう。
- (11) 使用済燃料の受入れ 使用済燃料（規制法第2条第10項の使用済燃料をいう。以下同じ。）を再処理施設（規制法第44条第2項第2号の再処理施設をいう。以下同じ。）に受け入れることをいう。
- (12) 使用済燃料の貯蔵 規制法第48条第1項第3号の使用済燃料の貯蔵をいう。
- (13) 廃棄物埋設 規制法第51条の2第2項の廃棄物埋設施設において行う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第378号）第1条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第31条第1項の表第1号イに該当する物（以下「廃棄体」という。）に係る規制法第51条の2第1項第2号の第二種廃棄物埋設をいう。
- (14) 廃棄物管理 規制法第51条の2第3項第2号の廃棄物管理施設において行う同条第1項第3号の廃棄物管理のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第32条第1号に該当するもので使用済燃料を溶解した液体から規制法第2条第2項に規定する核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（以下「ガラス固化体」という。）に係るものをいう。
- (15) 核燃料物質等の取扱い 濃縮、原子炉の設置、核燃料の挿入、特定使用済燃料の貯蔵、使用済燃料の受入れ、使用済燃料の貯蔵、廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。

(納税義務者等)

第3条 核燃料物質等取扱税は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いに対し、当該各号に定める者に課する。

- (1) 加工事業者の行う濃縮 当該加工事業者
 - (2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置及び核燃料の挿入 当該原子炉設置者
 - (3) 使用済燃料貯蔵事業者の行う特定使用済燃料の貯蔵 当該使用済燃料貯蔵事業者
 - (4) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵 当該再処理事業者
 - (5) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 当該廃棄物埋設事業者
 - (6) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 当該廃棄物管理事業者
- 2 前項第2号の核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。
- (1) 規制法第43条の3の5第1項の許可を受けた後最初に発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 規制法第43条の3の11第3項の確認を受けた日
 - (2) 規制法第43条の3の16第2項の定期事業者検査の開始の日から終了の日までの期間内に発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者検査の終了の日
 - (3) 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷の終了の日

(課税標準)

第4条 核燃料物質等取扱税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量、熱出力、価額、容量又は数量とする。

- (1) 加工事業者の行う濃縮 各課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウラン（販売又は役務の提供に係る目的物となる六ふっ化ウランをいう。以下同じ。）の重量
 - (2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 各課税標準の算定期間の末日における発電用原子炉の熱出力
 - (3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 当該核燃料の挿入に係る核燃料（既に核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。）の価額
 - (4) 使用済燃料貯蔵事業者の行う特定使用済燃料の貯蔵 各課税標準の算定期間内の特定使用済燃料の貯蔵に係る特定使用済燃料（規制法第43条の4第1項の使用済燃料をいう。以下同じ。）に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
 - (5) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 各課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
 - (6) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
 - (7) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 各課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量（当該容器が日本産業規格に定められている容器に該当する場合には、当該容器に係る日本産業規格の呼び容量とする。以下同じ。）
 - (8) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 各課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量
- 2 前項第2号の熱出力は、規制法第43条の3の5第1項の許可（規制法第43条の3の8第1項の変更の許可を受けた場合には、当該変更の許可）に係る発電用原子炉の規制法第43条の3の5第2項第3号の熱出力とする。
- 3 第1項第3号の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。
- 4 第1項第4号及び第6号から第8号までの各課税標準の算定期間内の特定使用済燃料の貯蔵に係る特定使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量又は廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量は、それぞれ各課税標準の算定期

間に属する各月の末日現在における特定使用済燃料の貯蔵に係る特定使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄体に係る容器の容量又はガラス固化体に係る容器の数量を合計した重量、容量又は数量を12で除して得た重量、容量又は数量とする。この場合において、当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しないとき、又は当該課税標準の算定期間の末日の属する月の末日が当該課税標準の算定期間に属していないときは、当該課税標準の算定期間の末日を当該課税標準の算定期間に属する一の月の末日とする。

- 5 第1項及び前項の課税標準の算定期間とは、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで及び10月1日から12月31日までの各期間をいう。
- 6 新たに核燃料物質等の取扱い（核燃料の挿入を除く。以下この条において同じ。）の事業を開始した場合における当該事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第1項及び第4項の課税標準の算定期間は、前項の規定にかかわらず、当該事業を開始した日から当該事業を開始した日を含む同項に規定する課税標準の算定期間の末日までの期間とする。
- 7 事業者（加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における第1項及び第4項の課税標準の算定期間（第1号の場合にあっては、廃止又は取消しに係る事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第1項及び第4項の課税標準の算定期間）は、第5項又は前項の規定にかかわらず、当該該当することとなった日を含む第5項又は前項に規定する課税標準の算定期間の開始の日から当該該当することとなった日までの期間とする。
 - (1) 核燃料物質等の取扱いの事業（使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵にあっては、当該使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵に係る規制法第2条第10項に規定する再処理の事業）を廃止した場合又は規制法第20条の規定により規制法第13条第1項の許可が取り消された場合、規制法第43条の3の20の規定により規制法第43条の3の5第1項の許可が取り消された場合、規制法第43条の16の規定により規制法第43条の4第1項の許可が取り消された場合、規制法第46条の7の規定により規制法第44条第1項の指定が取り消された場合若しくは規制法第51条の14の規定により規制法第51条の2第1項第2号に係る同項の許可若しくは同項第3号に係る同項の許可が取り消された場合
 - (2) 個人である事業者が死亡した場合
 - (3) 法人である事業者が解散し、又は合併により消滅した場合

（税率）

第5条 核燃料物質等取扱税の税率は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量1キログラムにつき36,500円
- (2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 1,000キロワットにつき38,250円
- (3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 100分の8.5
- (4) 使用済燃料貯蔵事業者の行う特定使用済燃料の貯蔵 特定使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき620円
- (5) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき19,400円
- (6) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき1,300円

- (7) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量1立方メートルにつき
96,500円
- (8) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量1本につき2,971,300
円

(徴収の方法)

第6条 核燃料物質等取扱税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第7条 核燃料物質等取扱税の納税義務者（核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者を除く。）は、第4条第1項各号（第3号を除く。）の課税標準の算定期間ごとに、当該課税標準の算定期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税標準の算定期間における課税標準たる重量、熱出力、容量又は数量（以下「課税標準量」という。）、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

- 2 核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者は、核燃料の挿入がなされた日の属する月の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。
- 3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量若しくは課税標準額又は税額を修正しなければならない場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(不足税額及びその延滞金の納付)

第8条 法第276条第4項の規定により通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、納付すべき不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

- 2 前項の場合には、その不足税額に法第277条第2項並びに法附則第3条の2第1項、第5項及び第6項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(納期限後に納付する核燃料物質等取扱税の延滞金の納付)

第9条 核燃料物質等取扱税の納税者は、第7条第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後にその税金（同条第3項の規定による修正により増加した税額を含む。）を納付する場合には、その税額に、法第280条第1項並びに法附則第3条の2第1項、第5項及び第6項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納付)

第10条 法第278条第7項又は第279条第5項の規定により通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

(賦課徴収)

第11条 核燃料物質等取扱税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は青森県県税条例（昭和29年5月青森県条例第36号）の定めるところによる。この場合において、同条例第4条第1項中「10 固定資産税」とあるのは「10 固定資産税 11 核燃料物質等取扱税」と、同条例第12条第2項第2号中「ものの所在地）」とあるのは「ものの所在地）、核燃料物質等取扱税に係るものについては申告納付すべき日における青森県核燃料物質等取扱税条例（令和5年12月青森県条例第34号）第2条第7号に規定する濃縮に係る事業所、同条第8号に規定する原子炉の設置若しくは同条第9号に規定する核燃料の挿入に係る発電用原子炉、同条第10号に規定する特定使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料貯蔵施設、同条第11号に規定する使用済燃料の受入れ若しくは同条第12号に規定する使用済燃料の貯蔵に係る再処理施設、同条第13号に規定する廃棄物埋設に係る廃棄物埋設施設又は同条第14号に規定する廃棄物管理に係る廃棄物管理施設の所在地」とする。

(施行事項)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う核燃料物質等の取扱いに係る核燃料物質等取扱税について適用する。
- 2 規制法第43条の3の5第1項の許可を受けた後最初に発電用原子炉（原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定の施行の際現に工事に着手されているものに限る。）への核燃料の装荷が行われた場合における第3条第2項第1号の規定の適用については、同号中「規制法第43条の3の11第3項の確認を受けた」とあるのは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第3条の規定による改正前の規制法第43条の3の11第1項の検査に合格した」とする。
- 3 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税に係る第3条第1項第4号の規定は、平成18年9月27日以前に再処理施設に受け入れた使用済燃料に係る使用済燃料の貯蔵については、適用しない。
- 4 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税の税率は、第5条第6号の規定にかかわらず、当分の間、使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき8,300円とする。
- 5 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理に係る核燃料物質等取扱税に係る第2条第14号、第4条第1項第8号及び第4項並びに第5条第8号の規定の適用については、当分の間、規制法第2条第2項に規定する核燃料物質又は当該核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを容器に圧縮して封入し、又は固型化した物を第2条第14号に規定するガラス固化体とみなして、これらの規定を適用する。
- 6 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 7 この条例の失効の日前に課した、又は課すべきであった核燃料物質等取扱税については、なお従前の例による。